

原子力損害賠償紛争審査会

会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和元年7月24日

大熊町長 渡辺 利綱

大熊町議会議長 鈴木 光一

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約8年4ヵ月が経過しました。全町避難を強いられていましたが、本年4月10日に、居住制限区域である大川原地区、避難指示解除準備区域である中屋敷地区の避難指示が解除されました。

しかし、対象となる住民は、町の総人口の3.5%とわずかであり、今もなお、県内外での避難生活が続いております。

当町では、避難先での生活支援と帰還のための環境整備を進め、本年4月に大川原地区で役場新庁舎が開庁、6月からは災害公営住宅の入居を開始するなど、ふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

このように復旧・復興に向けた取り組みを進めているところですが、帰還した町民は、医療や生活環境に対する不安を抱え、また、いまだ避難を余儀なくされている町民は、避難生活の長期化に伴い、将来への展望が描けないことによる不安を抱え続けております。

そのため町では、町民が今後も安心した生活が送れるよう、昨年度の原子力損害賠償紛争審査会による現地視察の際、要望書を提出させていただきましたが、指針については直ちに見直しが必要とは考えてないと見解が示されました。

国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の状況を十分に認識いただきたいことから、改めて、下記4点について審議し、指針に示していただきたく、強く要望いたします。

記

1. 帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえた賠償について

帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえ、今後も多くの町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

避難生活が続く間、また、帰還若しくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他実費等の損害が発生している場合は、その個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

2. 商工業者や農林業者等の営業損害に係る改めての審議と指針への明示

商工業者や農林業者及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害についても、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況を踏まえた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例の指針への

反映

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針の基準をこえた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例については、等しく賠償が実施されるよう指針に示すこと。

4. 地方公共団体の財物賠償について

地方公共団体が所有する財物については、平成29年9月に審査会より「地方公共団体における不動産の賠償について」が示され、平成30年1月に東京電力ホールディングス㈱より「公共財物の賠償に関する基本的な考え方」が示されたが、当町における公共施設の多くは帰還困難区域内にあり、避難の長期化に伴い、今後、再整備を想定している。

そのため、避難指示区域内の公共施設においても、帰還に伴う整備費用負担が発生することから、中間指針第四次追補で示された住居確保損害の指針Ⅲ)を準用し、確実な賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。